

10 会計監査細則

(細則)

1. この細則は本会規約第 29 条にもとづき、これを定める。

(機構)

2. 本会規約第 9 条により会計監査委員会を置く。
3. 本委員会は互選により委員長 1 名を置く。委員長は本委員会を統括する。

(任務)

4. 会計監査は原則として決算時、及び会員の 3 分の 1 以上の請求によって監査を行い、生徒総会及び関係各機関に報告する。
5. 会計監査は会計監査委員が行う。
6. 会計監査は本会規約第 24 条すべての支出入に対して監査する。

昭和 45 年 3 月 23 日施行

平成 10 年 3 月 23 日改正

平成 27 年 5 月 22 日改正

令和 5 年 4 月 1 日改正